

広島市税率表

◎ 法人市民税の法人税割税率

区分	平成26年10月1日から 令和元年9月30日まで に開始する事業年度分	令和元年10月1日 以後に開始する 事業年度分
(イ)及び(ロ)を同時に満たす法人の各事業年度分又は各連結事業年度分の申告に係る税率(注1) (イ)資本金の額又は出資金の額が 1億円以下 (ロ)法人税割の課税標準となる法人税額(分割前)又は個別帰属法人税額(分割前)が 240万円以下	9.7%	6.0%
上記以外の法人の申告に係る税率	12.1% (注2)	8.4% (注2)

注1 法人税額の課税標準の算定期間が1年に満たない場合、(ロ)の文中の「240万円」とあるのは、「240万円を12で除し、これに当該法人税額の課税標準の算定期間の月数を乗じて計算した金額」となります。例えば、算定期間の月数が6月の場合は、240万円を12で除し、6を乗じた金額(=120万円)となります。

なお、算定期間の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときはこれを切り上げて1月とします。

注2 道路橋りょう事業に充てる貴重な財源とするため、超過税率を採用しています。

◎ 法人市民税の均等割税率(1の区の年額)

法人の区分		1の区内の従業者数	50人を超える場合	50人以下の場合
資本金等の額を有する法人	(1) 資本金等の額が1千万円以下の法人		120,000円	50,000円
	(2) 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下の法人		150,000円	130,000円
	(3) 資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人		400,000円	160,000円
	(4) 資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人		1,750,000円	410,000円
	(5) 資本金等の額が50億円を超える法人		3,000,000円	410,000円
上記以外の法人	(6) 法人税法第2条第5号の公共法人及び地方税法第294条第7項に規定する公益法人等のうち、地方税法の規定により均等割を課することができないもの以外のもの(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものは除きます。)		50,000円	
	(7) 人格のない社団等で収益事業を行うもの			
	(8) 一般社団法人及び一般財団法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人に該当するものを除きます。なお、非営利型法人は区分(6)に該当します。)			
	(9) 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの((6)から(8)までに掲げる法人を除きます。)			

注3 「1の区内の従業者数」とは、原則として事業年度の末日における区内にある事務所、事業所又は寮等の従業者数の合計数です(非常勤の役員やアルバイト、パート、派遣先における派遣労働者なども含みます。)

注4 「資本金等の額」は、原則として①「事業年度の末日における地方税法第292条第1項第4号の2に規定する資本金等の額(無償増資又は無償減資等による欠損填補を行った場合は、加算・控除の調整後の額※)」となります。

ただし、この額が、②「事業年度の終了の日における資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の額」に満たないときは、②の額となります。

※ ア 無償増資があった場合

平成22年4月1日以後に、利益準備金又はその他利益剰余金による無償増資を行った場合は、無償増資の額を加算します。

イ 無償減資等により欠損填補

・平成13年4月1日から平成18年4月30日までの間に、減資(金銭その他の資産を交付したものを除きます。)による欠損の填補を行った場合は、欠損の填補に充てた額を控除します。

・平成18年5月1日以後に、剰余金による損失補填を行った場合は、その補填した額(補填した日以前1年以内に剰余金として計上した額に限り)を控除します。

注5 資本金等の額を有する法人については、法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及び上記表中(9)に該当する法人は除きます。

注6 事務所等が2以上の区に所在するときは、地方税法第737条の規定により、1の区は1の市とみなしますので、均等割額は、区ごとに税率を適用して算出した額の合計額となります。